

日本工業大学における物品購入等契約に係わる取引停止等の取扱要綱

本要綱は、日本工業大学予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程に定める取引業者等の不正事案が発生した場合の対応について定めることを目的とする。

(取引停止の措置基準)

措置要件	取引停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロまたはハにあげる者が本学の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員またはその支店もしくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロにあげる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロまたはハにあげる者が官公庁の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 次のイ、ロにあげる契約に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 本学の発注の契約</p> <p>ロ 官公庁その他の公共機関発注の契約</p> <p>4 本学または官公庁その他の公共機関の契約に関し、次のイまたはロにあげる場合に該当することとなったとき。</p> <p>イ 独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等または一般役員等もしくは使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 代表役員等または一般役員等もしくは使用人が競争入札妨害または談合の容疑に逮捕され、もしくは逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

<p>(競売入札妨害または談合)</p> <p>5 本学の発注する購入等契約に関し、次のイ、ロにあげる者が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等または使用人</p> <p>6 官公庁その他の公共機関の購入等契約に関し、次のイ、ロまたはハにあげる者が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>7 前各号にあげる場合のほか、業務に関し架空取引等の不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>8 前各号にあげる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁固以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>